

事 務 連 絡
令和 3 年 7 月 5 日

公益社団法人日本歯科衛生士会 御中

厚生労働省医政局歯科保健課

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更等に伴う周知依頼について

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策に関して、緊急事態宣言を実施すべき区域について、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県が除外され、緊急事態宣言を実施すべき期間が、7月11日まで延長され、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に、6月21日以降、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県が追加されるとともに、まん延防止等重点措置を実施すべき期間が、7月11日まで延長されたこと等を受け、下記1から3について、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より周知依頼がまいりました。貴会におかれましては、都道府県歯科衛生士会等に対し周知等の御協力をお願いします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等について（別添1）
2. 出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について（別添2）
3. 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（別添3）

以上